

長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行） 新旧対照表

改正後	現行
長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行） 平成 19 年 7 月 24 日 19 建企第 225 号 最終改正 平成 26 年 9 月 2 日 26 建企第 312 号	長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行） 平成 19 年 7 月 24 日 19 建企第 225 号 最終改正 平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 220 号
(目的) 第 1 条 この要領は、公共工事の入札契約手続きの透明性の向上を図るため、建設工事の総合評価落札方式に関する技術資料の評価結果（以下「評価結果」という。）を公表する事務処理を定めるものである。	(目的) 第 1 条 この要領は、公共工事の入札契約手続きの透明性の向上を図るため、建設工事の総合評価落札方式に関する技術資料の評価結果（以下「評価結果」という。）を公表する事務処理を定めるものである。
(定義) 第 2 条 「公表」とは、閲覧に供すること及び通知することという。	(定義) 第 2 条 「公表」とは、閲覧に供すること及び通知することという。
(公表対象) 第 3 条 建設工事で総合評価落札方式を適用した一般競争入札を対象とする。	(公表対象) 第 3 条 建設工事で総合評価落札方式を適用した一般競争入札を対象とする。
(公表内容) 第 4 条 様式 1－1（総合評価落札方式評価表【特別簡易型】）、様式 1－2（総合評価落札方式評価表【簡易型】）、様式 1－3（総合評価落札方式評価表【標準型】）、様式 1－4（総合評価落札方式評価表【若手技術者育成型】）（以下「様式 1」という。）及び様式 2（総合評価落札方式に係る技術資料の評価点について）（以下「様式 2」という。）に掲げる内容とする。	(公表内容) 第 4 条 様式 1－1（総合評価落札方式評価表【特別簡易型】）、様式 1－2（総合評価落札方式評価表【簡易型】）、様式 1－3（総合評価落札方式評価表【標準型】）、様式 1－4（総合評価落札方式評価表【若手技術者育成型】）（以下「様式 1」という。）及び様式 2（総合評価落札方式に係る技術資料の評価点について）（以下「様式 2」という。）に掲げる内容とする。

長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行） 新旧対照表

改正後	現行
(公表方法) 第5条 契約担任者は、入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）の評価結果を様式1に整理し、入札担当部局において閲覧に供するものとする。また、各入札参加者に様式2により、その者の評価結果を通知するものとする。 ただし、入札が無効の者の評価結果は公表しないものとする。 (公表時期) 第6条 契約担任者は、落札決定後遅滞なく公表するものとする。 (公表期間) 第7条 契約担任者は、第5条に基づき閲覧は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間に経過する日まで供するものとする。 (説明請求) 第8条 公表内容に関する説明請求は、長崎県建設工事苦情処理手続要綱によるものとする。 附 則 この要領は、平成19年7月24日から施行する。 この要領は、平成20年5月12日以降に入札公告する総合評価落札方式適用工事から施行する。 この要領は、平成20年9月24日以降に開札する総合評価落札方式適用	(公表方法) 第5条 契約担任者は、入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）の評価結果を様式1に整理し、入札担当部局において閲覧に供するものとする。また、各入札参加者に様式2により、その者の評価結果を通知するものとする。 ただし、入札が無効の者の評価結果は公表しないものとする。 (公表時期) 第6条 契約担任者は、落札決定後遅滞なく公表するものとする。 (公表期間) 第7条 契約担任者は、第5条に基づき閲覧は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間に経過する日まで供するものとする。 (説明請求) 第8条 契約担任者は、公表内容に関する説明請求は原則として受け付けないものとする。 附 則 この要領は、平成19年7月24日から施行する。 この要領は、平成20年5月12日以降に入札公告する総合評価落札方式適用工事から施行する。 この要領は、平成20年9月24日以降に開札する総合評価落札方式適用

長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行） 新旧対照表

改正後	現行
工事から施行する。 この要領は、平成21年4月1日以降に入札公告する工事から施行する。 この要領は、平成21年7月21日以降に入札公告する工事から施行する。 この要領は、平成22年4月1日以降に開札する工事から施行する。 この要領は、平成25年7月1日以降に入札公告する工事から施行する。 この要領は、平成26年9月10日以降に入札公告する工事から施行する。 (略) 様式1-1 (略) 様式1-2	工事から施行する。 この要領は、平成21年4月1日以降に入札公告する工事から施行する。 この要領は、平成21年7月21日以降に入札公告する工事から施行する。 この要領は、平成22年4月1日以降に開札する工事から施行する。 この要領は、平成25年7月1日以降に入札公告する工事から施行する。 (略) 様式1-1 (略) 様式1-2

樣式 1-3

様式1-3

得点	得点または名称	技術提案①	10点満点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			</
----	---------	-------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

※入札が無効の者の評価点は公表しない

工班号：
工班名：
入机日：

樣式 1-3

【標準型】 総合評価落札方式評価表

[illegible]

※入札が無効の者の評価点は公表しない

工車番号：
工車名：
入札日：

图式 1-3

【標準型】 総合評価落札方式評価表

[illegible][illegible]

長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行） 新旧対照表

改正後	現行
(略) 様式2	